

## 破産手続の開始について

令和2年4月2日

債権者各位  
関係者各位

株式会社商業界  
代表取締役 中嶋正樹

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、突然のことで誠に恐縮でございますが、株式会社商業界（本店所在地：東京都港区麻布台二丁目4番9号、代表取締役中嶋正樹）は、業績の悪化等により、本日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、破産手続が開始されました（事件番号：令和2年（フ）第2330号）。今後は、破産管財人によって、株式会社商業界の破産事件処理が行われることとなります。

債権者及び関係者の皆様に多大のご迷惑をお掛け致しますこと、心からお詫び申し上げます。

破産管財人、財産状況報告集会の日時等につきましては、別添の破産手続開始通知書に記載のとおりです。

なお、株式会社商業界の社屋及び財産は、本日をもちまして、破産管財人の占有管理下におかれます。破産管財人の許可なく、物件内に立ち入ることや、物件内の動産を搬出する等の行為をすることは禁じられており、処罰されることもございますので、お控えくださいますようお願い致します。

敬具

# 破産手続開始通知書

事件番号 令和2年(フ)第2330号(令和2年4月2日申立)

本店所在地 東京都港区麻布台2丁目4番9号

破産者 株式会社商業界  
代表者代表取締役 中嶋 正樹

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

(1) 破産手続開始日時 令和2年4月2日午後5時

(2) 破産管財人 弁護士 高橋 順一

東京都港区虎ノ門1丁目1番10号 第2ローレルビル4階 磯辺・高橋・八木法律事務所

電話 03-3501-2006

FAX 03-3597-0676

(3) 財産状況報告集会の日時及び場所 (※ 集会への出席は任意です。)

令和2年9月14日午後3時 債権者等集会場1(家簡地裁合同庁舎5階)

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

(4) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。

② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあると認め、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないとしました(破産法31条2項)。破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

4 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせについては申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 植木 亮 電話 03-3501-2651

東京地方裁判所民事第20部合議A係 裁判所書記官 佐藤 恵美